



日本セラミック株式会社

証券コード：6929

## 第50期 定時株主総会招集ご通知

**日時** 2025年3月27日（木曜日） 午前10時  
受付は午前9時より開始いたします。

**場所** 鳥取県鳥取市尚徳町101番地5  
とりぎん文化会館（鳥取県民文化会館）  
第2会議室

**決議事項** 議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
2名選任の件

### 目次

第50期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	9
連結計算書類	24
計算書類	26
監査報告書	28

ご来場される場合の注意事項などにつきましては、3頁に記載の「ご来場される株主様へ  
のお願い事項」をご参照ください。

# 招集ご通知

証券コード：6929  
2025年3月7日

株 主 各 位

鳥取県鳥取市広岡176番地17  
日本セラミック株式会社  
代表取締役社長 谷 口 真 一

## 第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。以下の当社ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」、「株式・社債情報」を順に選択のうえ、「株主総会」欄に掲載されている情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.nicera.co.jp/>



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、銘柄名に「日本セラミック」又は証券コード「6929」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄に掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使についてのご案内に従って2025年3月26日（水曜日）午後4時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月27日 (木曜日) 午前10時 受付開始 午前9時
2. 場 所 鳥取県鳥取市尚徳町101番地5  
とりぎん文化会館 (鳥取県民文化会館) 第2会議室  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項 報告事項 1. 第50期 (2024年1月1日から2024年12月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第50期 (2024年1月1日から2024年12月31日まで) 計算書類の内容報告の件
- 決議事項 議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 2名選任の件
4. 議決権の行使についてのご案内
- (1) インターネット等による議決権行使の場合  
インターネット等により議決権を行使される場合には、「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2025年3月26日 (水曜日) 午後4時までに行ってください。
- (2) 書面 (郵送) による議決権行使の場合  
本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月26日 (水曜日) 午後4時までには到着するようご返送ください。議案に対する賛否が表示されていない場合には、賛成としてお取り扱いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合  
インターネット等と書面 (郵送) により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

- 
- 法令及び当社定款第18条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項を下記のインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に交付する書面には記載しておりません。従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
    - ・ 事業報告における会社の体制及び方針
    - ・ 連結計算書類における連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
    - ・ 計算書類における株主資本等変動計算書及び個別注記表
  - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、下記のインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

<ご来場される株主様へのお願い事項>

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- お土産及び飲料のご提供はございません。
- 今後状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記のインターネット上の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<当社ウェブサイト>

<https://www.nicera.co.jp/>

<東京証券取引所ウェブサイト>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>インターネット等で議決権を行使される場合</b></p> <p>次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p><b>2025年3月26日（水曜日） 午後4時入力完了分まで</b></p>	 <p><b>書面（郵送）で議決権を行使される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p><b>2025年3月26日（水曜日） 午後4時到着分まで</b></p>	 <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p><b>2025年3月27日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</b></p>
---	---	--

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

**議決権行使書** 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日


スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

→ **こちらに議案の賛否をご記入ください。**

議案	
● 全員賛成の場合	>> <b>「賛」</b> の欄に○印
● 全員反対する場合	>> <b>「否」</b> の欄に○印
● 一部の候補者を反対する場合	>> <b>「賛」</b> の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

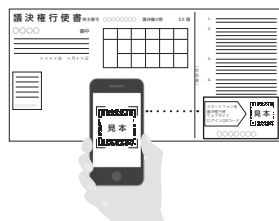
インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## インターネット等による議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

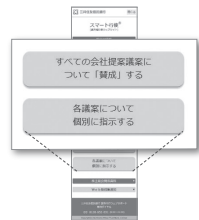
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

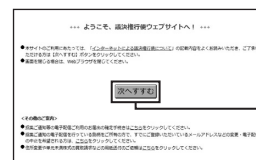


**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**  
 議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
 ※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

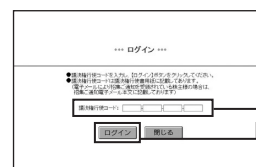
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

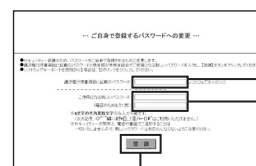
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
 電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
 (受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	谷口真一 (1973年2月26日生)	再任	所有する当社株式の数 455,225株
<b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b>			
1996年7月 当社入社		<b>(重要な兼職の状況)</b> 谷口興産有限会社 代表取締役社長 日セラ興産株式会社 代表取締役社長	
2002年3月 当社取締役			
2002年4月 当社執行役員兼務（現任）			
2003年1月 上海日セラセンサ有限公司総経理			
2006年3月 当社専務取締役			
2009年3月 当社代表取締役			
2011年4月 当社統括総務担当兼務			
2012年2月 当社経営企画室担当兼務			
2014年2月 当社代表取締役社長（現任）			
<b>選任の理由</b>			
谷口真一氏は、製造、開発、営業、海外駐在等、全社にわたる分野で豊富な経験を有し、2009年からは当社代表取締役としてリーダーシップを発揮し、当社グループの経営を牽引、事業の発展に尽力して参りました。その豊富な経験と見識から、当社の経営の重要事項の決定や業務執行の監督、今後の持続的な企業価値向上のため適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号 <b>2</b>	かわ さき はる こ <b>川崎晴子</b> (1964年11月8日生)	再任	所有する当社株式の数 489,308株
<b>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</b>			
1987年 4 月 株式会社山陰合同銀行入行 2013年 3 月 当社取締役（現任） 2014年 1 月 株式会社山陰合同銀行退行 2019年 3 月 当社経営企画室担当（現任）			
<b>選任の理由</b>			
川崎晴子氏は、金融機関に長年在籍していたことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。その専門性を活かした豊富な見識や提言は、今後の持続的な企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。



(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス  
議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	地位	企業経営	財務会計/ ファイナンス	研究開発/ 生産	営業	海外経験	法務
谷口 真一	代表取締役社長	○	○	○	○	○	
川崎 晴子	取締役	○	○				
上田 正輝	取締役 (常勤監査等委員)	○	○			○	
田村 康明	社外取締役 (監査等委員)						○
瀬古 智昭	社外取締役 (監査等委員)		○				○
池原 浩一	社外取締役 (監査等委員)		○				

以 上

# 事業報告 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、欧米においては個人消費が底堅く推移し、インフレも徐々に減速したことで利下げ局面に移行するなど景気は持ち直しの動きが見られたものの、中国経済は不動産不況の影響などにより足踏み状態となり、今後についても中東やウクライナ情勢をはじめとした地政学的リスクの高まりや、米中対立の激化、米国におけるインフレの再燃リスクなど、予断を許さない状況が続いております。

わが国経済は、企業収益や雇用・所得環境が堅調に推移したものの、海外経済の失速や米国新政権の政策動向、不安定な為替相場など、景気の下押しリスクに注意する必要があります。

この様な状況の中で当社グループでは、家電向け製品や照明向け製品が顧客の在庫調整や住宅市場の低迷などの影響で出荷が減少したほか、環境対応車向け製品が中国市場における収益性確保を優先したことで減収したものの、ADAS向け車載安全製品やセキュリティ向け製品が受注の拡大などにより堅調に推移したこと、為替が円安に進行したことなどから、前期比で増収となりました。また、生産工程の合理化・自動化や、配送手段の見直しなどによるコスト削減に取り組むとともに、生産管理や部材発注の精度向上による在庫の削減をはじめとした資本効率の改善に注力してまいりました。

その結果、売上高は25,037百万円（前期比2.4%増）となりました。利益面では、売上高の増加や原価改善などにより営業利益は4,961百万円（前期比8.5%増）、経常利益は為替差益の増加などにより5,844百万円（前期比10.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,162百万円（前期比12.7%増）となりました。

### 2. 資金の調達及び設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,518百万円となりました。所要資金は自己資金によっております。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

### 3. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第47期 (2021年12月期)	第48期 (2022年12月期)	第49期 (2023年12月期)	第50期 (2024年12月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	21,358	23,258	24,449	25,037
営 業 利 益 (百万円)	3,380	4,178	4,574	4,961
経 常 利 益 (百万円)	3,940	4,946	5,313	5,844
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,817	5,022	3,693	4,162
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	110.65	206.00	156.55	181.29
総 資 産 (百万円)	56,364	59,003	57,920	58,347
純 資 産 (百万円)	50,869	50,869	52,631	52,247
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,947.84	2,066.30	2,138.77	2,262.03

- (注) 1. 記載金額は、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を除き、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第48期の期首から適用しており、第48期以降の会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

---

#### 4. 対処すべき課題

快適な生活環境の市場が加速している中で、当社はサステナビリティへの取り組みについても重要な経営課題であると認識しており、当社製品を通じた環境・社会課題解決への貢献を目指しております。今後も安全、安心、省エネ、車載に関連する電子部品の需要が更に拡大が見込まれており、車載向け製品の生産能力増強を見据え、現在建設中のフィリピン拠点における新工場の増築をはじめ、今後需要が見込まれる分野へ積極的な成長投資に加え、安定的かつ機動的な株主還元及び資本政策を遂行してまいります。

ステークホルダーの満足度、企業価値の長期的な向上を図る上で、投下可能な資本をいかにしてリターンの高い分野に投下し、目標とする経営指標（自己資本比率：60%以上、経常利益率：20%以上、自己資本利益率(ROE)：9%以上）の達成を目指すとともに、株価純資産倍率(PBR)、資本コスト及びキャッシュ・フローを強く意識した経営管理を行ってまいります。

具体的には、自動化設備の導入や製造工程の合理化による生産性や品質の向上、配送方法の最適化やDX化による間接部門の業務効率改善などを通じた各作業の見直しによる継続的なコスト削減、資本効率性を踏まえた用途、案件の選択と集中などに取り組むことで、収益性の向上を目指します。

また、課題である資本効率の改善を図るべく、生産管理や部材発注の精度向上による在庫の削減並びに回転期間の適正化、さらに、企業の中長期的な企業価値向上において必須である、資本政策の最適化や多様な人材の社内研修などを通じた人材育成体制の強化に努めてまいります。

株主の皆様には今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 5. 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

各種センサ製品や、モジュール製品などの電子部品並びにその関連製品の研究開発及び製造販売を主たる事業として行っております。

## 6. 主要な営業所及び工場等 (2024年12月31日現在)

### ① 当社

本社テクニカルセンタ	鳥取県鳥取市
先進技術開発研究所	鳥取県鳥取市
南栄事業所	鳥取県鳥取市
安長事業所	鳥取県鳥取市
東京営業所	東京都港区
大阪営業所	大阪市淀川区

### ② 主要な子会社

主要な営業拠点	
NICERA HONG KONG LTD.	香港
NICERA EUROPEAN WORKS LTD.	イギリス
主要な生産拠点	
NICERA PHILIPPINES INC.	フィリピン
上海日セラセンサ有限公司	中国

## 7. 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
NICERA EUROPEAN WORKS LTD.	966千英ポンド	100%	当社及び関係会社の製品の販売
昆山日セラ電子器材有限公司	499,822千人民元	100	電子部品並びに関連製品の製造販売
NICERA HONG KONG LTD.	150千香港ドル	100	当社及び関係会社の製品の販売
NICERA PHILIPPINES INC.	25,000千比ペソ	100	電子部品並びに関連製品の製造
上海日セラセンサ有限公司	147,808千人民元	55	電子部品並びに関連製品の製造販売
昆山科尼電子器材有限公司	13,196千人民元	75	電子部品並びに関連製品の製造

(注) 1. 連結子会社は上記6社を含む8社であります。

2. 昆山日セラ電子器材有限公司は現在清算中であります。

3. 昆山科尼電子器材有限公司に対する当社の議決権比率につきましては、上海日セラセンサ有限公司による間接所有割合であります。

## 8. 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減数
1,456 (2,372) 名	48名減 (91名増)

(注) 使用人数は従業員数であり、契約社員、嘱託、パートタイマー、派遣社員及びアルバイトは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
297 (28) 名	24名減 (18名減)	41歳	14年

(注) 使用人数は従業員数であり、契約社員、嘱託、パートタイマー、派遣社員及びアルバイトは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## 9. 主要な借入先及び借入額 (2024年12月31日現在)

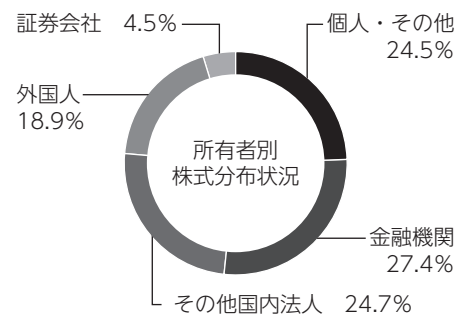
該当事項はありません。

## 10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II 会社の株式に関する事項 (2024年12月31日現在)

1. 発行可能株式総数 80,000,000株
2. 発行済株式の総数 22,057,168株  
(自己株式5,174,089株を除く)
3. 株主数 13,499名  
(前期末比5,354名増)



### 4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
谷口興産有限公司	3,783千株	17.15%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,204	14.53
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,416	6.42
日セラ興産株式会社	1,113	5.05
株式会社山陰合同銀行	1,084	4.92
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	591	2.68
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	495	2.25
川崎晴子	489	2.22
谷口真一	455	2.06
ゴールドマン・サックス証券株式会社 B N Y M	351	1.59

(注) 1. 自己株式 (5,174,089株) は上記大株主から除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### Ⅳ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役に関する事項 (2024年12月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
*谷口真一	代表取締役社長	谷口興産有限会社 代表取締役社長 日セラ興産株式会社 代表取締役社長
川崎晴子	取締役	経営企画室担当
上田正輝	取締役 (常勤監査等委員)	
田村康明	取締役 (監査等委員)	田村康明法律事務所 弁護士
瀬古智昭	取締役 (監査等委員)	鳥取あおぞら法律事務所 弁護士 株式会社山陰合同銀行 社外取締役 (監査等委員)
池原浩一	取締役 (監査等委員)	池原公認会計士事務所 所長 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 監事 株式会社グラッドキューブ 社外監査役

(注) 1. \*印を付した取締役は、執行役員を兼務しております。なお、取締役兼務者以外の執行役員は、次の6名です。

本城 圭、近藤 純、高口 誠、横山 輝紀、中瀬 智、大槻 和志

2. 取締役 川崎晴子氏は代表取締役社長の三親等内の親族であります。
3. 取締役 川崎晴子氏は金融機関に長年在籍していたことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集、その他監査の実効性を図るため、取締役の常勤監査等委員を置いております。



- 
5. 取締役（監査等委員）田村康明、瀬古智昭及び池原浩一の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
  6. 当社は、取締役（監査等委員）田村康明、瀬古智昭及び池原浩一の3氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  7. 取締役（監査等委員）田村康明氏は、弁護士として法務に関する幅広い知識・経験等を有しております。
  8. 取締役（監査等委員）瀬古智昭氏は、弁護士・公認会計士として法務及び会計に関する幅広い知識・経験等を有しております。
  9. 取締役（監査等委員）池原浩一氏は、公認会計士として会計及び税務に関する幅広い知識・経験を有しております。

## 2. 責任限定契約に関する事項

当社は、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該規定に基づき、当社が取締役（監査等委員）上田正輝、田村康明、瀬古智昭及び池原浩一の各氏との間で締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

### （責任限定契約の内容の概要）

会社法第423条第1項の賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には、賠償責任を法令が定める限度額までとしております。

### 3. 取締役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a.基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b.業績連動報酬（賞与）の内容及び額または数の算定方法の決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬（賞与）は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標及び株主視点を反映した現金報酬とし、前年同期と比較した連結EBITDA（営業利益+減価償却費）、連結純利益及び連結ROE（自己資本利益率）の成長率に対する達成度等に応じ、0%~200%の範囲で変動した額を賞与として毎年一定の時期に支給する。なお、支給する額については10万円未満を切り捨てとする。

当該指標を選択した理由は、中長期的な企業価値の向上に向け、適切なインセンティブとするため。

業績連動報酬（賞与）におけるKPI(Key Performance Indicator：重要業績指標)は、以下のとおりとする。

K P I	各業績評価計算式	業績連動報酬（賞与）の計算式
①連結EBITDA	当期実績÷前期実績×60%	役位別年間基本報酬×業績評価係数 (①+②+③)=業績連動報酬（賞与）
②連結純利益	当期実績÷前期実績×20%	
③連結ROE	当期実績÷前期実績×20%	

---

c.基本報酬の額、業績連動報酬（賞与）の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業における報酬水準を踏まえ、報酬委員会において検討を行う。

取締役会は報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された報酬の割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

報酬構成の割合は、基本報酬60%、業績連動報酬（賞与）40%とする。（但し、業績連動報酬（賞与）の目標達成度等が全て100%と仮定した場合の比率。）

d.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当の役割、貢献度、業績の評価及びKPI達成率を踏まえた賞与の評価配分とする。

当該権限を委任する理由は、全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当の役割について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したため。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととする。

e. 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から基本報酬のみとし、業績連動報酬（賞与）は支給しないこととし、個人別の報酬額は監査等委員である取締役の協議において決定する。

② 当事業年度にかかる取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の人数
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	67 (-)	38 (-)	29 (-)	- (-)	2名 (-名)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	11 (4)	11 (4)	- (-)	- (-)	5名 (3名)
合 計 (うち社外取締役)	79 (4)	50 (4)	29 (-)	- (-)	7名 (3名)

- (注) 1. 上記の監査等委員である取締役の支給人員及び支給額には、2024年3月27日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名を含んでおります。
2. 上記業績連動報酬等の額は、2025年2月7日開催の報酬委員会、同日開催の取締役会にて決議決定をしております。
3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年3月25日開催の第41期定時株主総会において年額160百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名であります。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年3月25日開催の第41期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名であります。
6. 業績連動報酬等にかかる業績指標は①b.に記載のとおり、前年同期と比較した連結EBITDA（営業利益+減価償却費）、連結純利益及び連結ROE（自己資本利益率）の成長率に対する達成度であり、その実績はそれぞれ104.4%、112.7%、112.2%であります。
7. 取締役会は、代表取締役社長谷口真一に対し各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当の役割、貢献度、業績の評価及びKPI達成率を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。

#### 4. 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- イ. 監査等委員である取締役 田村康明氏の重要な兼職先である田村康明法律事務所と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ロ. 監査等委員である取締役 瀬古智昭氏の重要な兼職先である鳥取あおぞら法律事務所、株式会社山陰合同銀行と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ハ. 監査等委員である取締役 池原浩一氏の重要な兼職先である池原公認会計士事務所、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター、株式会社グラッドキューブと当社との間には特別の利害関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会出席回数	監査等委員会出席回数	主な活動状況
田村康明	12回/12回中	12回/12回中	弁護士としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、法務に関する観点より積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬委員として、当事業年度に開催された委員会4回すべてに出席し、客観的・中立的立場で決定過程における監督機能を担っております。
瀬古智昭	12回/12回中	12回/12回中	弁護士・公認会計士としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、法務・会計に関する観点より積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、報酬委員長及び指名委員として、当事業年度に開催された指名・報酬委員会4回すべてに出席し、客観的・中立的立場で決定過程における監督機能を担っております。
池原浩一	12回/12回中	12回/12回中	公認会計士としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、会計・税務に関する観点より積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名委員長及び報酬委員として、当事業年度に開催された指名・報酬委員会4回すべてに出席し、客観的・中立的立場で決定過程における監督機能を担っております。

(注) 当社は、社外役員がやむを得ず欠席する場合にも、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取等を行うことにより、議案審議等に関与できる環境を整えております。

## V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 PwC Japan有限責任監査法人

### 2. 責任限定契約に関する事項

当社は、定款に会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該規定に基づき、当社が会計監査人との間で締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

#### (責任限定契約の内容の概要)

会社法第423条第1項の賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には、賠償責任を法令が定める限度額までとしております。

### 3. 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	23百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の主要な連結子会社であるNICERA PHILIPPINES INC.及び上海日セラセンサ有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

---

## 5. 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積りの算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っております。

## 6. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

## 7. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案いたしまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

## Ⅵ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益力の向上に努め、事業の発展の基礎となる財務体質を確保した上で、「配当性向50%以上」という配当方針を踏まえ、資本コストに配慮した株主還元を行うこととしております。

この方針に基づき決算状況を勘案した適切な株主還元の決定を行っていく考えであり、従来から株式分割、増配、記念配当、自社株購入等を適宜実施して参りました。

内部留保金につきましては、企業価値を更に高めるため、需要が見込まれる分野への成長投資、新製品の開発、製品改良、生産設備の合理化等に投資して参ります。

当期の配当額につきましては、業績及び配当性向、株主資本配当率(DOE)、資本コストなど含め総合的に勘案した結果、普通配当1株当たり100円とするとともに、自己株式の取得により1株当たりの当期純利益が増加したことなどを踏まえ、特別配当を1株当たり25円とし、あわせて1株当たり125円とさせていただきたいと存じます。

### 期末配当金に関するお知らせ

期 末 配 当 金	1株につき125円（うち特別配当25円）
期 末 配 当 金 の 基 準 日	2024年12月31日
支 払 開 始 日	2025年 3月10日（月曜日）
配 当 原 資	利益剰余金

（注）本事業報告中に記載の金額、株数につきましては表示単位未満を切り捨て、比率その他につきましては表示単位未満を四捨五入しております。



## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>45,772</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,931</b>
現金及び預金	32,330	支払手形及び買掛金	1,610
受取手形及び売掛金	3,919	設備関係支払手形	70
電子記録債権	3,741	電子記録債務	1,547
棚卸資産	5,417	未払金	366
その他	364	未払法人税等	943
貸倒引当金	△0	賞与引当金	21
		役員賞与引当金	30
		その他	340
<b>固定資産</b>	<b>12,574</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,167</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>10,354</b>	退職給付に係る負債	418
建物及び構築物	3,600	繰延税金負債	700
機械装置及び運搬具	2,787	その他	49
土地	3,176		
建設仮勘定	643	<b>負債合計</b>	<b>6,099</b>
その他	145	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>325</b>	<b>株主資本</b>	<b>43,842</b>
土地使用権	249	資本金	10,994
その他	75	資本剰余金	13,319
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,893</b>	利益剰余金	32,526
投資有価証券	1,779	自己株式	△12,997
繰延税金資産	32	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>6,050</b>
その他	207	その他有価証券評価差額金	586
貸倒引当金	△125	為替換算調整勘定	5,347
		退職給付に係る調整累計額	117
<b>資産合計</b>	<b>58,347</b>	<b>非支配株主持分</b>	<b>2,354</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>52,247</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>58,347</b>

連結損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		25,037
売上原価		17,847
<b>売上総利益</b>		<b>7,189</b>
販売費及び一般管理費		2,227
<b>営業利益</b>		<b>4,961</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	487	
為替差益	304	
受取地代家賃	156	
その他	27	975
営業外費用		
賃貸収入原価	91	
その他	0	92
<b>経常利益</b>		<b>5,844</b>
特別利益		
固定資産売却益	0	
関係会社清算益	36	
受取補償金	39	76
特別損失		
固定資産除却損	1	
支払補償金	17	18
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>5,902</b>
法人税、住民税及び事業税	1,607	
法人税等調整額	77	1,685
<b>当期純利益</b>		<b>4,217</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		55
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>4,162</b>

# 計算書類

## 貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>23,547</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,553</b>
現金及び預金	12,941	支払手形	67
受取手形	21	設備関係支払手形	70
売掛金	3,530	買掛金	1,498
電子記録債権	3,741	電子記録債務	1,547
棚卸資産	2,620	未払金	231
未収入金	636	未払費用	112
その他	56	未払法人税等	912
貸倒引当金	△0	前受金	11
<b>固定資産</b>	<b>16,866</b>	預り金	38
<b>有形固定資産</b>	<b>6,766</b>	賞与引当金	21
建物	2,700	役員賞与引当金	30
構築物	32	その他	12
機械及び装置	756	<b>固定負債</b>	<b>307</b>
車両運搬具	2	退職給付引当金	257
工具、器具及び備品	81	その他	49
土地	3,176	<b>負債合計</b>	<b>4,860</b>
建設仮勘定	17	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>75</b>	<b>株主資本</b>	<b>34,967</b>
ソフトウェア	74	資本金	10,994
電話加入権	1	資本剰余金	13,319
その他	0	資本準備金	12,606
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,023</b>	その他資本剰余金	713
投資有価証券	1,779	自己株式処分差益	713
関係会社株式	266	<b>利益剰余金</b>	<b>23,650</b>
関係会社出資金	7,838	利益準備金	224
繰延税金資産	91	その他利益剰余金	23,425
その他	171	固定資産圧縮積立金	262
貸倒引当金	△125	別途積立金	12,322
<b>資産合計</b>	<b>40,413</b>	繰越利益剰余金	10,841
		<b>自己株式</b>	<b>△12,997</b>
		評価・換算差額等	586
		その他有価証券評価差額金	586
		<b>純資産合計</b>	<b>35,553</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>40,413</b>

**損益計算書** (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		22,094
売上原価		16,530
<b>売上総利益</b>		<b>5,563</b>
販売費及び一般管理費		1,308
<b>営業利益</b>		<b>4,255</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	214	
貸倒引当金戻入額	0	
為替差益	311	
受取地代家賃	118	
雑収入	15	660
営業外費用		
賃貸収入原価	62	62
<b>経常利益</b>		<b>4,853</b>
特別利益		
固定資産売却益	8	
関係会社清算益	101	
受取補償金	39	149
特別損失		
固定資産除却損	0	
支払補償金	17	17
<b>税引前当期純利益</b>		<b>4,985</b>
法人税、住民税及び事業税	1,487	
法人税等調整額	△9	1,477
<b>当期純利益</b>		<b>3,508</b>

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

日本セラミック株式会社  
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人  
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村源
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野村尊博

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本セラミック株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本セラミック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

日本セラミック株式会社  
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人  
京都事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 村 源  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 村 尊 博

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本セラミック株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査等委員会の監査報告書

### 監査報告書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の責任者及び担当者と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月20日

日本セラミック株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 上 田 正 輝 ㊟

監査等委員 田 村 康 明 ㊟

監査等委員 瀬 古 智 昭 ㊟

監査等委員 池 原 浩 一 ㊟

(注) 監査等委員 田村康明、瀬古智昭及び池原浩一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主メモ

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	定時株主総会・期末配当 毎年12月31日 中間配当 毎年6月30日(注) その他必要がある場合、あらかじめ公告する一定の日 (注) 剰余金の配当につきましては、当社は従来から年1回期末配当のみを実施しております。
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00～17:00 (土日休日を除く)
インターネット ホームページURL	<a href="https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/">https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/</a>
上場金融商品取引所	東京証券取引所 プライム市場
単元株式数	100株
公告方法	電子公告により行う 公告掲載URL <a href="https://www.nicera.co.jp/">https://www.nicera.co.jp/</a> (ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。)

---

● **株式事務に関するお問い合わせ先**

株主様の各種お手続き（住所変更、単元未満株式の買取・買増等）の窓口については、ご所有の株式が記録されている口座によって異なります。

証券会社に口座を開設されている株主様	お取引口座のある証券会社にお申し出ください。
「特別口座*」に記録されている株主様	当社の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

\* 「特別口座」とは、株券電子化移行時に株式会社証券保管振替機構（ほふり）に株券を預けていない株主様の権利を確保するため、当社が開設している口座です。

● **期末配当金の支払について**

第50期期末配当金は、2025年2月7日開催の取締役会において、剰余金の配当について決議し、期末配当金に関しましては、1株につき125円（うち特別配当25円）、支払開始日を2025年3月10日としてお支払することを決議しております。

期末配当金は、「第50期期末配当金領収証」により、払渡し期間（2025年3月10日から2025年4月18日まで）内に、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）にてお受け取り願います。

また、配当金の口座振込をご指定の方は「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方は「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」をご確認ください。

● **未払配当金の支払について**

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

● **決議通知について**

定時株主総会の決議の結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nicera.co.jp/ir>）に掲載いたします。なお、当該開示をもって決議通知に代えさせていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

## 株主総会会場ご案内図

日時 | 2025年3月27日 (木曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)

会場 | 鳥取県鳥取市尚徳町101番地5

### とりぎん文化会館 (鳥取県民文化会館) 第2会議室



- 徒歩  
J R 鳥取駅から若桜街道を県庁方向へ 約20分
- バス  
路線バス  
鳥取バスターミナル (J R 鳥取駅横) から  
湖山・鳥大線・賀露線など  
「県庁日赤前」下車すぐ  
100円循環バス「くる梨」利用  
鳥取バスターミナル (J R 鳥取駅横) から  
20分おきに運行  
赤コース、青コース、緑コースいずれも  
「とりぎん文化会館」下車すぐ
- 鳥取砂丘コナン空港 (鳥取空港) から  
タクシー 約15分  
空港連絡バスで「県庁日赤前」下車すぐ

駐車場は台数に限りがございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。